



ポルトガル語版

広報いわた 3月号 (日本語訳)

総住民数 170,437人

ブラジル人 3,862人

2017年1月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

引越しの際の住民票の異動について

住所の異動をする場合は、引越し前後の市区町村の窓口において正確な住所異動の届出を行ってください。
届出窓口：市民課

問い合わせ先 市民課 TEL：0538-37-4816 / FAX：0538-37-2871

就職や転勤により住所を異動される方へ

3月26日(日)は、就職や転勤などにより住所を異動される方のために、転入・転出に係る窓口業務を市役所本庁舎1階で行います。なお、iプラザ、西庁舎、各支所は開庁しませんのでご注意ください。

▶時間／午前8時30分～正午

▶受付業務／転入・転出に伴う次の手続き（海外からの転入、住基カード・マイナンバーカードを利用した転入手続きなど行えない手続きもあります。）

市民課：住民異動届（転入・転出など）、印鑑登録（新規・廃止）、小・中学校の転校通知書の発行、介護保険、児童手当・子ども医療費受給者証、障害者手帳などの異動に伴う手続き

国保年金課：国民健康保険の加入・脱退、後期高齢者医療保険の加入・喪失、国民年金の住所変更

市税課：所得証明書・所得課税等証明書・市県民税課税証明書の交付

▶その他／文化振興センターでは、土・日曜日、祝日に住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、所得証明書などの交付をしています。

問い合わせ先 総務課 TEL：0538-37-4803（当日は37-2111） / FAX：0538-37-4829
文化振興センター TEL：0538-35-6861 / FAX：0538-35-4310

資源ごみの出し方について

平成29年4月から使用済みスプレー缶の穴あけは不要です

使用済みスプレー缶やカセットボンベの穴あけは不要となります。

これまではスプレー缶を出す際、穴あけをお願いしていましたが、事故防止のため、スプレー缶は使い切ってから穴を開けずにお出してください

■平成29年4月からのスプレー缶の出し方

①必ず缶の中身を使い切ってから出してください。穴あけは不要です。

②「空き缶」の日にスプレー缶専用コンテナに入れてください。

皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。



竜洋古紙ストックヤード（古紙回収施設）の開設日が変わります

竜洋古紙ストックヤード（平間1613-1）は平成29年4月から毎週日曜日（年末年始を除く）のみの開設に変更します。ダンボールや新聞紙などを処分する際、ぜひご利用ください。

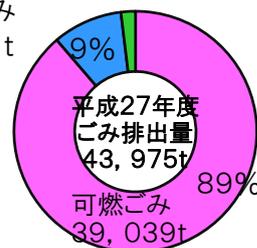
平成27年度のごみ排出状況

平成27年度のごみ排出量は、前年度より1,074トンの増加し、4万3,975トンでした。全体の9割を占める可燃ごみは、生ごみの水切りや資源回収などを利用した紙類のリサイクルにより、減らすことができます。ご協力をお願いします。

■平成27年度のごみ排出量 …約4万3,975トン

資源ごみ
4,091t

埋立ごみ
845t 2%



■1人1日当たりのごみ排出量 …約705g

問い合わせ先 ごみ対策課 TEL：0538-37-4812 / FAX：0538-36-9797

◆◆◆ いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。 ◆◆◆

平成29年度軽自動車税の減免申請

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）を平成29年4月1日現在お持ちの方のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。

申請期間：4月3日（月）～5月24日（水）

申請場所：市税課（本庁舎1階）、各支所市民福祉グループ

対象：①障害のある方が所有する車（身体に障害のある方が18歳未満の場合や知的・精神に障害のある方は生計同一の方が所有する車を含む）で、障害のある方や生計同一の方、常時介護する方が運転する車

②身体に障害のある方のための専用構造車両

持ち物：対象となる手帳（複数の手帳をお持ちの場合は全ての手帳）、運転する方の運転免許証（コピー可）、車検証（コピー可）、はんこ、マイナンバーカードまたは通知カード

※常時介護をする方が運転する場合は、常時介護に関する証明書

その他：障害の内容や等級により対象者や該当条件が異なります。また、普通自動車税の減免や障害者タクシー券との併用はできません。詳しくは下記にお問い合わせください。

なお、28年度に減免を受け、現在も同じ車を所有する方には、3月末に申請書を郵送します。

問い合わせ先 市税課 TEL：0538-37-3767 / FAX：0538-33-7715

自転車はマナーを守って乗りましょう！

「ちょっとだから…」は、ダメ

磐田駅周辺には「放置自転車等指導整理区域」（下記地図参照）が定められており、区域内に一定時間以上放置された自転車等は市が撤去します。自転車等は駐輪場へ止めましょう。磐田駅周辺には、市営の駐輪場が5箇所（下記地図参照）ありますのでそちらをご利用ください。

路上等への駐車は、景観を損ねる以外にも通行の妨げとなり、目の不自由な方にとっては大変危険です。また周辺施設の専用駐輪場への駐車も迷惑となりますのでやめましょう。

●駐輪場への長期間の放置駐車はやめましょう

駐輪場内の駐車スペースを確保し、より多くの方が利用できるよう、場内への自転車等の長期間放置はご遠慮ください。長期に渡り放置された自転車等は市が撤去します。

●自転車に鍵をかけましょう

駐輪場内でも自転車の盗難が発生しています。被害に遭うケースの多くは鍵を掛けていなかったものです。駐輪場内の盗難について市では責任を負いかねます。自転車にはしっかりと鍵をかけましょう。



問い合わせ先 自治振興課 TEL：0538-37-4870 / FAX：0538-32-2353

障害者タクシー利用料金助成券を発行

内容：600円の助成券を年間48枚発行（1乗車の支払金額が1,200円以上の場合は2枚まで利用可能）

対象：市内在住・在宅で、1～3級の身体障害者手帳、療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、特別児童扶養手当1級対象の方、または障害児福祉手当受給の方

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、障害者施設などに入所または入院している方は助成を受けられません

受付開始日：4月3日（月）

申請場所：福祉課（iプラザ3階）、各支所市民生活課福祉保健グループ

※市役所本庁舎では手続きできません

持ち物：対象となる手帳または受給者証、認印



問い合わせ先 福祉課 TEL：0538-37-4919 / FAX：0538-36-1635

◆◆◆ ～ 花粉症の症状を和らげるポイント ～ 適切なマスク、めがね、帽子、服を着用し、
屋外に洗濯物を干さない。家の中になるべく花粉を取り込まないようにしましょう。◆◆◆

妊婦健康診査の変更のご案内

平成29年4月1日(土)から妊婦健康診査の受診方法が、下表のとおり一部変わります。また、「GBS検査」が追加されますので、分娩予定日が4月16日以降(4月1日現在、妊娠週数が38週未満)の方には、3月下旬に「GBS検査受診票」を郵送します。健やかな妊娠・出産のために、医療機関と相談をして健診を受けましょう。

変更内容	3月31日までの使用方法	4月1日からの使用方法
超音波検査受診票③	妊婦健康診査受診票第6・8～10回と併用	妊婦健康診査受診票第5～10回と併用して使用することができます。
血液検査受診票	妊婦健康診査受診票第6・8～13回と併用	
GBS検査受診票 (B群溶血性レンサ球菌検査)	X	妊婦健康診査受診票第10～12回と併用して使用することができます。

問い合わせ先 子育て支援課 TEL:0538-37-2012 / FAX:0538-37-4631

毎年4月2日は、国連の定めた「世界自閉症啓発デー」

「世界自閉症啓発デー」とは

国連では、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定め、日本でも4月2日から8日を「発達障害啓発週間」とし、シンポジウムの開催やランドマークのブルーライトアップ等を通じて、自閉症をはじめとする発達障害について、広く啓発活動に取り組んでいます。

青(ブルー)で伝える

「青」は癒しや希望などを表す色です。世界自閉症啓発デー日本実行委員会は、青を自閉症や発達障害を理解していただくためのシンボルカラーとして使用しています。

自閉症を知っていますか

発達障害の代表的なものとして「自閉症」が挙げられます。自閉症は、「常に自分の殻に閉じこもっている状態」と考えられたり、「親の育て方が原因」と思われたりすることがありますが、これは正しくありません。

脳の発達の仕方の違いから「他の人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」「新しいことを学習すること」などが苦手です。このため、真面目に取り組んでいても誤解されることがあります。しかし、例えばその人が理解している言葉を使うことや、写真や絵などを添えて説明すること、抽象的な表現を避けて、どうすればよいのか具体的に教えることで理解しやすくなります。

自閉症をはじめとする発達障害について知って理解することは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながっていきます。



問い合わせ先 発達支援室(あいプラザ3階) TEL:0538-37-4853 / FAX:0538-37-4631

狂犬病予防注射と犬の登録について

生後91日以上の子犬の所有者は、犬の登録(生涯に1回)と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。狂犬病予防注射は、4月から6月までに動物病院、または集合注射の会場(市ホームページに掲載)で受けてください。



費用:3,400円(予防注射代金:2,850円、注射済票代金:550円)

※犬を新規登録する場合は、登録料3,000円が必要。

持ち物:愛犬手帳、案内はがき(すでに犬を登録されている人)、フンの処理道具

その他:①注射時に犬をしっかり押さえられる人が連れて来てください。

②首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票(平成28年度)を付けて来てください。

③正しく装着された首輪や口輪等により事故を予防してください。

④飼い犬が死亡した場合は、環境課へご連絡ください。

問い合わせ先 環境課 TEL:0538-37-2702 / FAX:0538-37-5565

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51） TEL: 0538-32-5267

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

**4月の休日救急歯科診療**

◆診療時間/9:00~12:00

2(日)	宇藤歯科医院	周智郡森町森 223-1	85-3062
9(日)	松田歯科医院	周智郡森町一宮 1926-1	89-7171
16(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	38-5000
23(日)	山本歯科医院	周智郡森町森 1719-18	85-0648
30(日)	※平成28年5月より最終日曜日の診療は行いません。		

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。
確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 0538-37-0124 へ。

**地域連携小児休日診療**

担当医師：増井 博行

◆とき：4月23日(日) 10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3） TEL：0538-38-5000

広げよう 多文化共生の輪

互いを認め合い、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めています

◆第3次多文化共生推進プラン

市では、平成24年度に策定した第2次多文化共生プランが今年度で終了することから、次年度から5年間の第3次プランの策定を進めています。

これまでの取り組みの成果を生かしつつ、日本人市民・外国人市民を取り巻く環境の変化に対応したプランとするため、昨年度実施した市民意識調査の結果を元に、各種団体や学校、在住外国人の代表者で構成する「多文化共生社会推進協議会」で協議を進めています。



第3次プランの内容をワークショップで協議

◆地域で広げよう多文化共生の輪

日本人も外国人も地域を構成する一員です。互いを認め合い、尊重し、ともに暮らしやすい地域づくりのために、身近なことから取り組みましょう。

問い合わせ先

市民活動推進課

TEL：0538-37-4710 /

FAX：0538-37-5034

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください ☞ <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html>

◆問い合わせ：市民活動推進課 TEL：0538-37-4710 / FAX：0538-37-5034



発行：磐田市役所 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ [TEL：0538-37-4710]

広報広聴・シティプロモーション課

[TEL：0538-37-4827]

〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）
広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp